

# 外国企業の台湾上場 新規株式上場



TAIWAN  
STOCK EXCHANGE

## 臺灣證券交易所

証券の流通性を向上させ・経済活性化の実現

## 使用説明書

1. 本手引きの内容及び更新資料は、台湾証券取引所のトップページ <http://www.twse.com.tw/jp> からダウンロードできます
  - トップページ > 上場会社 > 外国企業の台湾での上場
2. 最新の法令検索は、証券及び先物法令判例解説検索システムをご利用ください。ウェブサイト：  
<http://www.selow.com.tw>

## 免責条項

1. 台湾証券取引所は、本手引きの情報の正確性及び完全性の確保に取り組んでおりますが、情報に遺漏又は誤記がないことを保証するものではありません。
2. 本手引きに掲載されている情報の遺漏や、誤記、若しくは本手引きのご利用によって生じた損失に対し、台湾証券取引所は一切の責任を負いません。
3. 本手引きの情報が台湾証券取引所及び主務官庁が公布した法令条文と異なる場合、その条文に従います。
4. 本手引きの日本語訳が中国語と異なる場合、中国語版に準ずるものとします。

# 前書き

資本市場のグローバル化が進む中、企業の資金調達ルートがより多角的で、上場地の選択は、もはや本来の営業拠点に限られなくなってきました。企業経営者にとって、発展戦略として理想の市場を選択して上場を成功させることが重要な課題です。台湾は西太平洋における島弧の中央に位置し、日本、中国及び東南アジア諸国の市場に密接しており、台湾ならではの風土、交通、及び経済の便に恵まれているほか、台湾自体も多角的な産業種別及び産業サプライ・チェーンを備えており、数多の優秀な研究、技術開発の人材を有し、及び高レベルな創造能力を備えているに加えて、世界のリーディングカンパニーという地位に据えた企業を輩出しています。その上、海外に進出し、事業を世界で拡張する台湾企業もあり、台湾は、アジア太平洋地域において、経済発展の中核として位置づけられています。

本市場では、台湾に科学技術産業が集積し、伝統産業及び金融業といった産業も繁盛しています。回転率、P/E値、P/B値及び収益率など多くの指標において、世界をリードする地位を占めています。それと同時に、台湾の株式への外国投資家の投資割合が逐年増加し、高レベルの国際化であることは上場会社にとって、台湾で上場する株式の流動性が高いほか、同業間の比較・評価が容易にでき、産業市場の引き寄せ、及び株式市場の構造多元化という効果を享有します。これらは、台湾資本市場の優位性を構成する要因でもあります。

企業は、仲介機構による上場前後の継続的なコンサルティングにより、会社の統治制度をより健全化させるほか、企業の将来に亘る持続的経営に資す

ることができます。2008年、中華民国政府が外国企業の台湾での上場にかかる政策を打ち出した後、当取引所は、「有価証券の流通させ、経済を活性化する」というビジョンをもって、企業の業態変革とブレイクスルーの実現、成長・拡大に資することを図るため、海外の台湾企業を含めた外国企業に協力して、資金調達をより簡便に取り扱うことに力を注いでいます。そして、企業上場後の剛健な成長により、産業に大きな成長をもたらし、就業を促進し、経済的発展を果たす一方、外国企業が続々と台湾での上場を開始したことにより、投資者に多角的な選択肢のある投資対象を提供でき、これによって、資金の注ぎ込みに資します。

外国企業が台湾での上場に係る申請条件及び上場審査手続の流れに対して最新且つ全般的な理解をさせ、かつ、上場の前置作業について、申請会社及び幹事証券会社、会計士、弁護士を含めた仲介機構への協力を提供するため、この度、当取引所は外国企業の台湾上場に関する手引きを作成致しました。本手引きは発行者の観点から、外国企業の台湾での上場のメリット、事前準備や、上場の条件、申請及び審査の流れ、上場後の法令遵守などを詳しく掲載しております。本手引きの発行により、外国企業の台湾証券取引所での上場への認識をより一層深めることを心から願っております。



TAIWAN  
STOCK EXCHANGE 臺灣證券交易所

上場二部

# 目次 | CONTENTS

壹、外国企業の台湾での上場のメリット	06	五、会社の規模	20
一、台湾資本市場の特色	08	六、収益性	20
二、発行者にとってのメリット	08	七、株式分散	20
三、投資者にとってのメリット	09	八、上場関連費用	21
参、上場前の準備	10	九、その他の規定	22
一、主幹事証券会社の選定	12	肆、申請、審査及び新規上場までの流れ	28
二、主幹事証券会社による上場コンサルティング 又は台湾の新興株式市場登録後満6ヶ月	13	伍、上場後の関連法令の遵守	34
三、専門サービスを提供する専門機関の選定及 び申請書類の準備	14	陸、取引上	38
参、上場規定	16	柒、よくある質問と説明	40
一、上場方式	18	捌、新規上場申請に係る準備の自己チェックリスト	54
二、資格制限	18	付録一、主務官庁に認定された海外証券市場	61
三、資金募集の用途	18	付録二、外国発行者株式新規上場申請書	62
四、設立年数の制限	19		

壹  
紮根臺灣

佈局全球

壹

外国企業の台湾での上場の  
メリット

- 一、台湾資本市場の特色
- 二、発行者にとってのメリット
- 三、投資者にとってのメリット



# 壹、外国企業の台湾での上場の メリット

## 一、台湾資本市場の特色

- (一) 地理優勢：台湾は西太平洋における島弧の中央に位置していることにより、中国市場に隣接し、台湾からの東北アジア、中国及び東南アジアへの進出における交通便利性が良いほか、兩岸間のECFA締結によって、経済・貿易の交流がより活発しています。台湾は、地域間の交通と経済を結ぶ要所としての地位を占めています。
- (二) 科学技術の集積：台湾における産業サプライ・チェーンが完備されており、大量の優秀な研究開発人材及び見事な革新能力があり、世界のリーディングカンパニーという地位に据えた企業を輩出しています。
- (三) 産業の多元：台湾における上場会社の産業につき29種があり、半導体、光電、バイオメディシンなどを含む9種の科学技術産業のほか、科学技術でない産業、例えば、金融、營造、水上運輸などの20種があり、産業別が豊富かつ多様です。
- (四) 市場のパフォーマンス：台湾資本市場は、株価収益率、回転率及びイールドレシオなどの多くの指標のパフォーマンスが見事で、かつ2回目の株式公開（SP0）が易いです。

## 二、発行者にとってのメリット

- (一) 台湾産業との提携

台湾は多領域、完全的な産業チェーン、堅実な技術基礎を固めることにより、多元的、完全的な産業チェーンを有し、さらに多国籍大手企業と世界の生産・販売体制と緊密なサプライ・チェーンを有維持していますので、台湾での新規上場を通じて下記のことできます。

- ✓ 知名度を向上させ、競争力を強化することができます。
- ✓ 台湾企業との連携により、共同で大陸及びアジア市場を拡大することができます。
- ✓ 台湾で運営拠点を設置したら、高度な研究、科技及び管理技術を吸収できます。

## (二) 効果的な資金調達

台湾の資本市場の株価収益率が良く、かつ資金調達コストも合理的なので、資金調達に理想的な環境が整っています。

## (三) 財務計画の弾力性の向上

台湾において、資金の再調達（SP0）に対し、市場での納得さが高いです。上場後、異なる商品の弾力的な運用による多元的な資金調達メカニズムで、資金を取得することができます。例えば、現金による増資、社債の発行及び私募などがあります。

## 三、投資者にとってのメリット

- (一) 投資対象が増加し、優良な海外企業の成長による利益を共有すること
- (二) 売買方式が簡単であり、全ては台湾の株式の取扱いに準じて行われるほか、余計なコスト負担も増加しません。



# ③

## 紮根臺灣 佈局全球

### 上場前の準備

- 一、主幹事証券会社の選定
- 二、主幹事証券会社による上場コンサルティング又は台湾の興櫃（エマージング）登録後満6ヶ月
- 三、専門サービスを提供する専門機関の選定及び申請書類の準備



## 三、 上場前の準備

### 一、主幹事証券会社の選定

幹事証券会社の中から主幹事証券会社1社を<sup>1</sup>選定し、上場コンサルティング契約を締結します。主幹事証券会社は、上場申請する会社が上場の条件を満たしているか否か、上場に不適切な事項の有無に係る評価報告書を作成する等のサービスを提供する必要があります。主幹事証券会社はデューディリジェンス (Due diligence) を履行し、当該評価報告書及び関連書類と附録の内容は全て事実であり、外国発行者の重要な財務、業務内容に情報の遺漏又は隠蔽がないことを書面で承諾しなければなりません。外国発行者及びその取締役は主幹事証券会社のデューディリジェンスに協力し、必要な書類を提供しなければなりません。

次に、幹事証券会社は中華民国証券商業同業協会の会員として登録されたのであり、中華民国に営業所を設けている主幹事証券会社を含む幹事証券会社2社以上から、書面による上場推薦を受けます。

上場申請者は上場日以降二番目の会計年度まで、主幹事証券会

---

1. 幹事証券会社の名簿は中華民国証券商業同業協会のホームページをご参照して下さい。アクセス：証券会社サービス専門コーナー→証券本支店連絡先リスト (<http://www.csa.org.tw/csadef.asp>)。

社に中華民国の証券に係る法令及び上場契約などの規程・規制の遵守に協力してもらうよう委託し、継続しなければなりません。科学技術事業規定により上場申請を行った場合において、少なくとも3回の会計年度継続して委託する必要があります。

### 二、主幹事証券会社による上場コンサルティング又は台湾の興櫃(エマージング)登録後満6ヶ月

主幹事証券会社の上場コンサルティングを受けてから6ヶ月経過、又は台湾の新興株式市場(OTC:台湾のGTSMで店頭取引されているEmerging Stock Board、中国語：興櫃)登録を申請して取引されてから6ヶ月経過。但し、

1. 株式又は預託証券が既に主務官庁に認定された海外の主要証券取引所又は証券市場<sup>2</sup>に主な市場で上場している者に対し、6ヶ月間の上場コンサルティング期間又は台湾の興櫃(エマージング)登録後6ヶ月経過等が免除されます。但し、上場廃止から6ヶ月以上経った者に対し、6ヶ月間のコンサルティング期間又は台湾の興櫃(エマージング)登録して取引されてから6ヶ月経過等の規定に従わなければなりません。

---

2. 「当取引所の有価証券上場審査準則補足規定」第23条における主務官庁によって認定された海外証券市場の詳細は、付録一をご参照して下さい。



2. 株式が海外の主要証券取引所又は証券市場の上場審査を経て承認された場合、当該上場審査承認の有効期間以内にプライマリー上場を申請する場合、コンサルティング期間又は台湾の興櫃（エマージング）登録期間を2ヶ月を下回らない範囲に短縮することが本社に特別案件として申請できます。

### 三、専門サービスを提供する専門機関の選定及び申請書類の準備<sup>3</sup>

(一) 公認会計士<sup>4</sup>について、申請会社の財務諸表に対する監査報告書は、主務官庁に認可された、会社財務諸表の監査を担当する中華民国会計士2名より提出され、又は上記の会計士属事務所と提携関係にある国際的な会計士事務所の監査を受けた上、中華民国会計士より他の会計士審査することが使用しない監査報告書を提出されなければなりません。上記の財務諸表の監査報告書以外に、会計士が内部統制特別案件審査報告書を提出し、目論見書内の財務情報をレビューする等のサービスを提供しなければなりません。上場年度及びその後の2年間の会計年度において会計士に委任し、内部統制特別案

3. 「外国発行者新規株式プライマリー上場申請書」の申請書類の詳細は、本手引きの付録二をご参照下さい。

4. 会計士名簿は、金融監督管理委員会証券先物局のホームページをご参照下さい。アクセス：金融情報→証券先物特許事業→許可会計士の発行会社財務報告書監査承認業務取り扱いの明細 (<http://www.sfb.gov.tw/ch/home.jsp?id=43&parentpath=0,4>)。

件審査報告書報告書を提出しなければなりません。

(二) 中華民国弁護士への委託：「外国発行者新規株式プライマリー上場申請の法律事項チェックリスト<sup>5</sup>」及び「外国発行者の登録地の株主権利保護事項チェックリスト<sup>6</sup>」等の申請書類の作成、及び新規上場申請会社及び子会社の所属する国における会社法の評価や、株主権利保護の基準、各法令の遵守、重要契約、法律意見書の提出等の法律事項関連事項のサービスを提供します。

(三) 税務、資産評価等のような必要なサービス提供について、その他の専門機関に相談します。

(四) 株式発行計画及び目論見書を作成します。

(五) 科学技術事業によって上場を申請する場合、別途、台湾經濟部工業局又は当取引所が指定した専門機関の意見書を取得しなければなりません。

以上の業務分担は全て、上記の各専門機関の実際の役割分担により定めます。

5. 「外国発行者新規株式プライマリー上場申請の法律事項チェックリスト」は当取引所のホームページにてダウンロードが可能です。アクセス：ホームページ>上場会社>上場会社書類のダウンロード。

6. 「外国発行者の登録地の株主権利保護事項チェックリスト」は当取引所のホームページにてダウンロードが可能です。アクセス：ホームページ>上場会社>上場会社書類のダウンロード。

# 臺灣 紮根 佈局全球

## 參

### 上場規定

- 一、上場方式
- 二、資格制限
- 三、資金募集の用途
- 四、設立年数の制限
- 五、会社の規模
- 六、収益性
- 七、株式分散
- 八、上場関連費用
- 九、その他の規定



## 参、上場規定

### 一、上場方式<sup>7</sup>

中華民国外の証券取引所又は証券市場で上場していない外国発行者について、当取引所で新規株式上場を申請することになります。

### 二、資格制限

「台湾地区と中国地区の人民関係条例」の関連規定によると、外国発行者の台湾上場申請について、以下のようになります：

- 1、中国地区で会社設立登記した者の台湾での新規上場は禁じられています。但し、海外持株会社を上場主体として申請する場合には、この限りではありません。
- 2、中国地区の人民、法人、団体又はその他の機関が第三地の会社に投資し、且つ直接的又は間接的に当該第三地の会社の持株比率、又は出資総額が30%以上を超え、又は当該第三地の会社と支配関係を持つ者の台湾での新規上場は特別案件として主務官庁による認可を取得しなければなりません。

### 三、資金募集の用途

「外国発行者による有価証券の募集及び発行の処理準則」では、外国会社が台湾で募集した資金を直接・間接的に大陸地区に

<sup>7</sup>本手引きは新規上場のみについて説明します。

投資することができるほか、大陸地区へ投資する金額に上限がないとされています。

### 四、設立年数の制限

	一般事業	科学技術事業
設立年数の制限	申請会社又はそのいずれかの従属会社に3年以上の業務記録がなければなりません。	申請会社又は科学技術事業の従属会社に1年の全会計年度分以上の業務記録がなければなりません。

下記のいずれかに当てはまる者を従属会社とします：

- (一)外国発行者の直接持株比率は、発行済議決権付株式の50%を超えた、或いは出資額の50%を超えたの各従属会社
- (二)外国発行者は子会社を介して、間接的に50%を超えた発行済議決権付株式を保有し、或いは出資額50%を超えたの各従属会社
- (三)外国発行者が子会社を介して直接的及び間接的に50%を超えた発行済議決権付株式を保有し、或いは出資額50%を超えたの各従属会社
- (四)外国発行者が取締役会において、直接的又は間接的に過半数を超えた取締役を選任し又は指定した会社

## 五、会社の規模

下記条件のいずれかに該当する：(単位：NTD)

	一般事業	科学技術事業
払込資本金又は純資産	6億元以上に達したもの	3億元以上に達したもの
時価総額	16億元以上に達したもの	8億元以上に達したもの

## 六、収益性

	一般事業	科学技術事業
収益性及びその他	直近3年の会計年度の税引前純利益の累計がNTD2.5億元以上に達し、かつ直近1年の会計年度の税引前の純利益がNTD1.2億元に達して、利益剰余金の額が負でないこと。	上場申請時、会計士の監査承認を経た直近1年の会計年度の財務諸表の純資産が資本金の3分の2を下回らない、かつ上場後の運営資金12ヶ月分が確保されていることを証明しなければなりません。無額面株式又は1株当たりの額面金額がNTD10元ではない外国発行者について、その純資産が、資本金を上乗せた資本剰余金の合計数の2/3を下回ることができない。

## 七、株式分散

書類提出時に当該条件を満たす必要はないが、上場までに当該要件を満たすこととされています。

又、株式分散の有無を問わず、申請会社は発行予定株式総数について、最低10%以上を、全て現金増資による新株発行の方式をもって、定款の規定により従業員の引受に供する株式数を差し引いた上、証券取引法第71条第1項の有価証券引受の規定により、幹事証券会社に上場前の公開売出を委託しなければなりません。但し、提出すべき引受株式数が2,000万株以上に達する場合、公開売出は2,000万株より低くない株数で行うことができます。

	一般事業	科学技術事業
株式分散	記名株主数が1000人以上、会社内部者及びその持株が50%以上の法人内部者ではない記名株主数が500人以上、かつ、その持株の合計が発行済株式総数の20%以上を占め、又は1000万株を超過すること。	記名株主数が500人以上、かつ、外国発行者内部者及びその持株が50%以上の法人内部者ではない記名株主の持株の合計が、発行済株式総数の20%以上を占め、又は500万株に達していること。

## 八、上場関連費用

### (一) 上場申請の関連コスト

主幹事証券会社による上場コンサルティング、引受費用及び会計士、弁護士等の専門家の費用以外に、申請会社は上場する時、当取引所に上場審査費NTD50万元を一括で支払う必要があります。



## (二) 上場後の関連コスト

### 1. 年間上場料

上場会社は毎年、当取引所に年間上場料を支払う必要があり、当取引所の有価証券年間上場料費率表の基準に基づき、上場有価証券の単位数によってレベルごとに徴収されます。年間上場料の合計はNTD45万元からNTD10万元までです。

### 2. 専門株式事務代行機関への株式業務処理事項の委任

中華民国において、専門株式事務代行機関に株式の業務処理を委託します。

### 3. 中華国内訴訟及び非訴訟代理人の設置

中華民国の領内の訴訟及び非訴訟代理人を指定し、その指定した者を証券取引法の中華民国の領内の責任者とします。

### 4. 専門情報開示代行担当機構の委任

### 5. 専門納税代行担当機構の委任

## 九、その他の規定

下記の規定を満たすこと。

### コーポレート・ガバナンス

(一) 取締役会のメンバー数は5人以上、設置すべき独立取締役のメンバー数は2人以上、その内、中華民国に戸籍を設けている者が最低1名必要です。

(二) 外国発行者は監査委員会又は監査役のいずれかを設置しなければなりません。監査委員会の場合、独立取締役の全

員で構成しなければならず、メンバー数は3人を下回ることができず、その内の1人を招集者とします。監査役の場合、その人数は3人より少なくなってはなりません。独立取締役の専門資格、持株比率と競業の制限、独立性の認定は、中華民国の証券に係る法令の規定を準用します。

(三) 報酬委員会を設置しなければなりません。人数は3人以上でなければならず、そのメンバーの専門家資格、職権の行使及び関連事項は、中華民国証券法令の規定を準用します。

(四) コーポレート・ガバナンスにつき、自評報告書を提出し、幹事証券会社による評価、及び報告提出が必要になります。

### 上場に不適切な事項のないこと

(一) 会社の財務、業務状況に重大な影響を与え、又は会社の解散又は組織、資本等変動に影響を及ぼし得る事項があって、又は虚偽、詐欺的違法行為があり、上場後の株価に影響を及ぼし、市場秩序又は公共利益に被害をもたらす恐れのある

(二) 他の法人から財務・業務の独立、区分ができない

(三) 重大な異常取引があるにもかかわらず、改善していない

(四) 申請会社若しくは従属会社、又は当該各会社の現役取締役、監査役、総経理、若しくは実質責任者は、直近3年間において誠実信用原則に違反する行為がある。

(五) 申請会社の運営による事業が深刻衰退した。



- (六) 申請会社の取締役会、監査役が独立してその職務を執行できない。
- (七) その他上場に不適切な事項がある者。

### グループ企業

下記の規則に従うこと：

- (一) グループ企業の主要業務又は商品の間、互いに競争する事情がないこと。但し、申請会社が独立経営・意思決定の能力を持つ場合は、この限りではありません。
- (二) 申請会社がグループ企業間で販売している製品は、独自販売を行う潜在能力を備えなければなりません。
- (三) 業務関係のある者は、双方間の財務・業務の関連作業の規程について、具体的な書面制度を定め、取締役会で可決されたほか、異常取引がないことを書面にて声明又は承諾しなければなりません。業務関係のない者は、今後業務関係が生じる場合、異常取引がないことを申請会社による書面承諾しなければなりません。
- (四) 上記の制度及び財務・業務状況が同業に比べて重大な異常があってはなりません。
- (五) 上場申請の会計年度及び直近2年の会計年度でグループ企業からの仕入又は営業収入が50%を超えてはいけません。但し、親会社及び子会社からの仕入や売上高総額、産業の特性、市場の需給状況又はその正当な理由による者

は、この限りではありません。

### 親子会社

親子会社の子会社が上場申請する場合、下記の規定に従うこと：

- (一) 中華民国の証券主務官庁が制定・公布した業種別の財務報告の作成準則、米国又は国際会計基準によって作成される親会社及び支配関係のある全ての子会社の連結財務報告書を揃えて提出します。中華民国の証券主務官庁が制定・公布した業種別の財務諸表の作成準則によって作成されていなかった場合、重要項目の相違点及びその金額を開示し、中華民国の会計士に意見提供させる必要があります。
- (二) 連結財務報告書の直近1年の会計年度の純資産額がNTD10億元以上に達し、直近2年間の各会計年度の税引前純利益がいずれも、純資産額の3%に達すること。ただし、上場を申請する会計年度及び直近1年の会計年度内に親会社との間の仕入・売上取引金額が、仕入・売上総額の10%に達していないときは、上記収益力に係る比率を適用しないことができます。
- (三) 親会社及び全ての子会社、及び上記会社たちの取締役、監査役、代表者及び持株が10%を超えた大株主とその関係者の持株総数は、申請会社株式総数の70%を超えてはい

けません。超えた者は、上場前公開売出時その比率を70%以下まで引下げさせなければなりません。但し、申請会社が下記の事項に該当する者は、この限りではありません：

1. 監査委員会が設立されており、又は独立取締役の人数が全体取締役数の1/2を超える場合。
2. 本号における持株総額制限対象外の者の持株が3億株以上に達した場合；無額面株式又は1株当たりの額面がNTD10元ではない外国発行者は、本号における持株総額制限対象外の者の換算された純資産がNTD60億元に達した場合。

- (四) 独立取締役は3人より少なくなってはなりません。
- (五) 上場申請会計年度及び直近1年の会計年度に親会社からの営業収入は50%を超えず、主要原材料、商品又は仕入総額は70%を超えてはいけません。但し、産業の特性、市場の需給状況又はその他合理的な原因による者は、この限りではありません。
- (六) 親会社の株式が既に中華民国の証券市場に上場（GTSMで店頭登録を含む）して売買されている場合、上場申請時の直近四つの四半期において、申請会社の財務データを除き、且つ会計士によるレビューされた擬制性連結財務諸表に示された擬制性の営業収入或は営業利益が、その同期の連結財務諸表に比較して50%以上衰えていないこ

と、且つ、親会社が直近2年間の各会計年度において、重要な取引業務が転移したような事情がないこと。

### 持株会社

投資を主要業務とし、直接又は間接的に支配関係を持って運営を支配することを目的とする者は、連結営業利益の70%以上は従属会社から生じること。

### 承諾事項

下記事項を書面承諾すること

- (一) 財務・業務又はキャッシュフローの監査に協力し、各審査費用の負担に同意すること。
- (二) 中華民国の専門株式事務代行機関に委託し、上場日から、その先の2年間の会計年度において、中華民国の証券に係る法令及び上場契約などの規程・規制の遵守への協力を継続的に主幹事証券会社に委託すること。科学技術事業の規定により上場申請を行う場合に、少なくとも3年以上の会計年度を継続的に委託すること。
- (三) 定款又は組織書類の中に株主権利の保護事項を追加すること。
- (四) 上場株式の交付は振替口座簿によること。
- (五) 中華民国の証券に係る法令、上場契約及び当取引所規定と公告等を継続的に遵守すること。

喜望  
紮根 灣

佈局全球

肆

## 申請、審査及び新規上場 までの流れ

- 一、上場申請の流れ図:
- 二、詳しい説明は以下ようになります
  - (一)上場申請書の記入
  - (二)書面審査
  - (三)上場審査委員会による審査
  - (四)取締役会での決裁
  - (五)公開発行の申請手続の補完並びに新規上場前の現金による増資の申請手続
  - (六)上場売買の申請



## 肆、申請、審査及び新規上場までの流れ

### 一、上場申請の流れ図:



注：既に公开发行されている場合、現金による増資申告書に記入した上、主務官庁へ申請が提出した後7営業日に当該申告が発効します

### 二、詳しい説明は以下のようになります

#### (一) 上場申請書の記入

「外国発行者株式新規上場申請書」を記入し、添付すべき書類を同封して当取引所に提出します。

#### (二) 書面審査

当取引所の担当者が申請を受理した後、申請書類及び添付資料について書面審査を行います。その他、当取引所は審査の必要に応じ、以下の審査手続を行うことができます：

- (1) 外国発行者、幹事証券会社、公認会計士及び弁護士に、関連資料を添付して説明するよう依頼します。
- (2) 必要な場合、外国発行者は当取引所の指定した会計士、弁護士又はその他の機構に、当取引所が指定した審査範囲による外国発行者に対する審査を委託します。審査結果を当取引所に提出します。

#### (三) 上場審査委員会による審査

書類提出から8週間内に当取引所の上場審査委員会に提出して審査を受けます。特別な事情がある場合に、当取引所は審査の必要性若しくは申請会社の要求により、その提出期間を延長することができます。なお、申請会社からの延長要求である場合、その



期間は1ヶ月を限りとします。

### (四) 取締役会での決裁

上場審査委員会において上場承認が決議された後、当取引所の取締役会に提出して承認可決を行います。

### (五) 公开发行の申請手続の補完並びに新規上場前の現金による増資の申請手続

当取引所の取締役会の承認可決を得て上場した場合、当取引所は、書簡をもって、関連事項のを補正するよう通知するほか、上場審査委員会における外国発行者の答申内容の合理性を検討した後、評価補足を主幹事証券会社に求め、又は監査承認した公認会

計士に対し意見の提供を依頼します。申請会社は関連資料を添付して主務官庁への公开发行の申請手続の補完を行うほか、現金による増資の申告書を記入した上、中央銀行の承認書を含めた関連書類を添付して主務官庁への発効の申告を行います。

### (六) 上場売買の申請

株主募集・発行・引受の手続作業が完了し、証券が集中して保管された後、株式分散状況表及び関連書類を添付した上、上場日について、書簡をもって当取引所との検討により決定した後、。当取引所は、これに基づく公告手続を行うほか、新規上場セレモニーを上場日に当取引所で行います。





# 喜望 紮根 灣

## 佈局全球

伍

上場後の関連法令の遵守

陸

取引上



## 伍、上場後の関連法令の遵守

### 情報の開示

スポークスマン	本国で台湾戸籍を有する支配人1人を緊急連絡人として指定し、当取引所との主な連絡先及び書類の受け取るべき宛先としなければなりません。外国発行者はその電話番号・ファックス番号などを提供すべく、出国、職務異動若しくは退職のとき、代理人、後継者の情報を添付して当取引所に通知しなければなりません。
記者会見	スポークスマンは発生事実又はメディア報道後の次の営業日取引開始まで、ビデオ会議若しくは直接当取引所にて記者会見を開いて説明することができます。
重要事実	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定のウェブサイトにて重大な情報を定期的及び不定期的に公告しなければなりません（根拠：当取引所の上場会社の重大情報への検証並びに公開の処理手続）。</li> <li>言語：主に中国語で行われます。英文について別途添付が可能です。</li> </ul>
情報申告	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定のウェブサイトにて、各財務、業務及び会社統治の関連情報の申告を行わなければなりません（根拠：当取引所の有価証券上場会社及び海外株価指数連動型投資信託受益証券(海外ETF)の上場に対する</li> </ul>

情報申告	<p>国外基金機関情報による情報申告の作業手続）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>言語：主に中国語で行われます。英文について別途添付が可能です。</li> </ul>
------	---

### 定例性業務

専門株式事務代行機関	中華民国において専門株式事務代行機関に株式業務の処理を委託します。
訴訟及び非訟代理人	中華民国領内の訴訟及び非訟代理人を指定し、その指定した者を証券取引法の中華民国の領内の責任者とします。
定期及び重大事件分析管理	プライマリー上場会社に重大な事件が発生し、又は当取引所がプライマリー上場会社の公告・申告した財務報告をレビューして必要であると認めたとき、関連事項について、プライマリー上場会社、公認会計士、主幹事証券会社、中華民国における訴訟及び非訟代理人又は独立取締役に対し、説明するよう要求できるほか、プライマリー上場会社に対しても、その説明事項を当取引所の指定した電子情報申告システムにて申告するよう要求できます。必要であるときは、記者会見を開催するよう、プライマリー上場会社に要求できます。

## 陸、取引上

市場参加者	法人・機関又は自然人のいずれも可。
取引方式	現行の取引制度と同様。
業種別	新規上場会社は業種別によって分類され、本国会社の業種別取引に振り当てられます。原則として業種別は本国会社を適用し、つまり、当取引所の計29種の「上場会社業種別及び調整要点」によって行われます。新規株式上場会社について、当取引所はその会社の主な商品の機能、用途及び部門別営業損益率、資産配分比率及びその他の関連証明資料等を参考した上、総合的判断を行います。
可視性の向上	外国発行者の市場の可視性及び知名度を向上させるために、現行の本国上場会社に準じ、当取引所より各発行者のために新規上場セレモニー及び業績発表会を開催します。又、機関投資者と発行者との接触を強化し、発行者に対する認識度を高めます。一般投資者に対しては、投資者教育を履行し、リスク予告及び情報取得手段等を強化します。







# 喜望 紮根 臺灣 佈局全球

## よくある質問と説明

- 一、税務問題
- 二、資金移動
- 三、兩岸証券投資についての関連制限
- 四、上場申請の関連条件
- 五、上場後の条件



## 柒、よくある質問と説明

### 一、税務問題

**質問1** 台湾で上場（GTSMで店頭登録を含む）する外国企業の株式を売買する場合に適用される証券取引の税率はどうなっていますか。

**説明** 財政部賦税署の2008年9月23日付証券先物局への返答書簡によると、原則として「証券取引税条例」第2条の規定により、「会社が発行する株式」に対して3%の税金が徴収されます。当該条例第1条では証券取引法第4条のように、「会社が発行する株式」を中華民国会社法によって組織された株式会社に限る者と明確に定義されていないため、外国会社の株式の取引は、規定によって3%の税率が適用されます。

**質問2** 外国会社による株式の利息及び利益配当の給付は、中華民国の源泉所得とみなされますか。

**説明** 財政部賦税署の2011年5月31日付当取引所への返答書簡によると、外国会社による株式の利息及び利益配当の分配に関連徴税原則は以下のようになります。

1. 営利事業所得税：

(1) 総機構は、中華国内の法人である：払い渡された外国企業の株式の利息及び利益配当は、投資収益とみなされ、営利事業所得税を徴収します。

(2) 総機構は、中華国外の法人である：払い渡された

外国企業の株式の利息及び利益配当は、営利事業所得税を徴収しません。

2. 個人総合所得税：払い渡された外国企業の株式の利息及び利益配当は、総合所得税の徴税範囲に属しません。但し、基本税額の条例に適用します。

**質問3** 外国企業の株式を売買する時の証券取引所得税の徴収規定はどうなっていますか。

**説明** 2012年8月8日に改正された所得税法の規定によると、

1. 個人で外国企業の株式を売買したことにより発生した証券取引の損益について、所得税法第4条の1の但書の規定により、2013年度から証券取引所得税が課されます。
2. 営利事業には所得基本税額条例の規定により、証券取引損益に基本税額が徴収されます。

**質問4** 上場前に、株主は外国企業の株式の譲渡によって資本利得はどのように算定されますか。

- 説明**
1. 外国企業が公開発行を行う前に、その株主が行った株式の処分により生じたキャピタル・ゲインは、中華民国における源泉所得に属しない場合、個人株主及び本社が中華民国の領外にある営利事業の株主に対し、所得税を徴収することがなく、本社が中華民国の領内の株主のみが、取引損益について規定により合算して課税されます。
  2. なお、個人の海外所得について、基本所得額に算入し



て課税することが、2010年1月1日より施行されています。詳しい関連の課税規定について、財政部賦税署のウェブサイトでの「非中華民國源泉所得及び香港・澳門源泉所得の個人基本所得額への算入に係る申告及び審査要点」をご参照ください。

**質問5** 外国企業の中華民國における固定営業所又は営業代理人の有無の認定によって、所得税の基本税額条例の規定を適用することはありますか。

**説明** 財政部賦税署の2008年9月23日付証券先物局への返答書簡によると、原則として台湾で上場（GTSMで店頭登録を含む）した外国企業が台湾で投資持株若しくは台湾に回帰して上場（GTSMで店頭登録を含む）等の関連事項を行うために、所得税法第10条で定める固定営業所を設けた場合、台湾に固定営業所がある営利事業とみなされます。外国企業が台湾で営業所を設けない場合、投資持株の関連事項等を行うことは営業行為であるため、その代理人は所得税法第10条にいう営業代理人となります。上記の状況は全て、所得の基本税額条例の関連規定等を適用すべきだと思われる。

**質問6** 外国企業の株券は中華民國内又は域外の財産のどちらかに属しますか。

**説明** 財政部賦税署が2008年9月23日付証券先物局への返答書簡によると、原則として「相続及び贈与税法」第9条の規定により、財産が公債、社債、株式又は出資である場合、

その発行機関又は投資先事業の本社事務所の所在地に準ずるため、外国企業株券は、相続及び贈与税法に規定された中華民國領内の財産に属するものではないとのことです。

## 二、資金移動

**質問1** 現行の外国投資家による資本流出入の関わる規定は緩和されましたか。

**説明** 1. 外国企業が既に中華民國に上場する者は、原始株主の自己株式の処分による差益を、直接的にFINI（外国機関投資家）又はFIDI（華僑及び外国自然人）の身分を申請することにより、決済口座内に保管して後続の投資に使うことができるように許可されました。  
2. FIDI一口より国内証券にUSD500万ドルという制限は既に廃止されました。

## 三、兩岸証券投資についての関連制限

**質問1** 中華人民共和国籍の従業員が配当によって取得した株式を売出すことはできますか。

**説明** 2010年1月13日金管証券字第0980067787号令規定によると、プライマリー上場会社以下、法により、（大陸地域に戸籍を設置した従業員を含め）従業員に有価証券を発給するプライマリー上場会社をいいます。）は、「華僑及び外国人の証券投資規定」第10条第1項、及び「中国大陆地区投資家の台湾証券投資及び先物取引管理弁法」第3条及び第23

条の規定により、その従業員の代わりに、前掲の法によって発給された有価証券を処理し、領外外国機構投資者の資格をもって、関連書類を証券取引所に提出し、従業員集団投資用口座の登記を行うものとします。

1. 前掲の投資用口座は、下記の規定により、関連規定を行わなければなりません。

(1) 投資用口座は、海外の外国籍従業員が有価証券引受権利の行使及び譲渡と配当による取得した株式を売出すことだけができますが、他の証券取引をしてはなりません。

(2) 投資用口座内の従業員は、株主身分を取得した後、表決権の行使が外国機構投資者の国内証券投資の方式に照らし、プライマリー上場会社従業員の授權・指定された国内代理者に出席し、保管契約の約定によって表決権を行使するものとします。

(3) 従業員が有価証券の引受を行使した後、プライマリー上場会社は、投資用口座の名義で有価証券代金の納付証明書を発行し、投資用口座に交付しなければならず、関連株式事務規定により、会社の株主名簿の登記などの関連事項を行うものとします。

プライマリー上場会社は、前掲の集団投資用口座の方式を採用しない場合、その従業員が取得した株式を処分する際に、「華僑及び外国人の証券投資管理規定」により、個別従業員が外国籍自然人の身分を投資用口座の登記を行うものとします。また、従業員は、プライマリー上場の前に既に株

式を取得した場合、証券取引所の営業細則第77条第1項第4号及び第77条の8第1項」などの規定により、行うものとします。

2. ここにいうプライマリー上場会社の従業員は、持株が10%を超える株主などのインサイダーを含まないものとします。

#### 四、上場申請の関連条件

**質問1** 外国企業の登録地である国が、企業の利益配分、若しくは為替政策について制限があれば、台湾の投資家への配当金の分配ができない場合、台湾での新規上場を申請することはできますか。

**説明** 外国企業の登録地である国が海外への利益送金に対して制限がある場合、上場申請時にこれを明記しなければなりません。利益の送金ができないことで、投資家への配当金の分配ができないならば、台湾で上場する株式の株価もこれにより影響を受けるため、台湾での上場を慎重に考慮しなければなりません。利益配分又は海外送金の一部のみが制限を受けたとしても、投資家が判断できるように、目論見書にて明確な開示をする必要があります。

**質問2** 新規上場の株式の集中保管に関する法令はどうなっていますか。

**説明** 中華民国会社に対する関連規定に準じて行います。株式新規上場の発行会社の取締役、監査役及び持株数が発行済株式総数の10%を超えた株主は、所持株を保振に提出し、

集中保管しなければなりません。科学技術事業として申請した場合、その取締役、監査役及び持株数が発行済株式総数の5%を超えた株主、及び特許権又は専門技術能力を以って出資したことで会社に職務があり、かつ会社の上場申請時に発行済株式総額の0.5%以上の株式又は10万株以上の株主等は、所持株を保振に提出して集中保管しなければなりません。但し、それが台湾の新興株式市場株式として登録期間中、当該会社を推薦した幹事証券会社が営業有価証券の引受又は売買により、所持株が発行済株式総額の5%を超える場合は、この限りではありません。又、保振株式は売買開始日から6ヶ月満了後に初めて50%引取ることができるようになります。その残りは、上場売買開始日から1年満了後全て引取ることができるようになります。

**質問3 幹事証券会社の上場コンサルティング及び割当・引受対象にそれぞれ長所があることを考慮し、複数の主幹事証券会社が約定方法により共同で引受比率を割当ると共に、上場コンサルティングを契約することは法的に許可されますか。**

**説明** 中華国内外の実務作業を参照した上、コンサルティング及び割当・引受を行う主幹事証券会社は、やはり1社のみであるべきです。

**質問4 2013年度より、証券主務官庁が制定・公布した「各業種の財務報告の作成準則（国際財務報告準則を採用）」（以下、主務官庁が認可した国際財務報告準則をいいます。）**

**の適用が開始された後、その財務諸表の作成原則について、どうなっていますか。**

**説明** 1. 財務諸表の作成について米国の会計準則及び国際会計準則を採用していない外国発行者の場合

(1) 2013年度において、書類を提出する場合、添付して送付すべき2010年度乃至2012年度の財務諸表について、ROC GAPP、又は主務官庁が認可した国際財務報告準則を採用することができます。ただし、過去3年度分の財務諸表について、一致して同じ準則を採用しなければなりません。

(2) 2013年度以降、中華民国は、全面的に主務官庁が認可した国際財務報告準則を採用することになるので、その際、プライマリー上場を申請する外国発行者が添付して送付する過去3年度分の連結財務諸表の作成は、当然、主務官庁が認可した国際財務報告準則により行わなければなりません。

(3) 2013年度の各中間財務諸表について、当期及び前期の数値は、すべて主務官庁が認可した国際財務報告基準により作成します。

2. 財務諸表の作成について、米国の会計準則及び国際会計準則を採用している外国発行者は、依然現行の規定に照らして、その採用した準則と主務官庁が認可した国際財務報告準則との間の値の差を開示しなければならず、主務官庁が認可した国際財務報告準則により作成した財務諸表の数値を基礎資料として、上場条件の成否を判断しなければなりません。

**質問5** 申請書類中の直近3年間の内部統制の提案書は、申請会社が持株会社で、設立してから3年未満の場合、どのように添付して提出すればいいですか。運営主体の内部統制の提案書を添付して提出する必要がありますか。

**説明**

1. 「外国発行者株式新規上場申請書」の記載によると、会計士による持株会社設立後、直近3年間の内部統制に対する提案書を添付書類として提出しなければなりません（無い場合は添付不要）。
2. 内部統制制度の全体像に対する理解を深め、審査を確実化するため、会社は上場申請する際に、会計士に内部統制制度について、特別案件審査を委託し、特別案件審査報告書を提出させなければなりません。また、上場年度とその後の2年の会計年度において、前年度の会計士による内部統制特別案件審査報告書を持続に申告するものとします。
3. 幹事証券会社及び会計士は、コンサルティング評価の実行時専門の職責を尽く、会社の健全な内部統制制度の設立に協力すると共に、内部統制が有効に行われているか否かを確実に評価し、規定により目論見書及び幹事証券会社の評価報告書でそれを開示します。
4. 当取引所は審査の必要に応じて参考として運営主体の内部統制ガイドライン若しくはその他内部統制の関連資料等を取寄せ審査することもあります。

**質問6** 取締役会の独立取締役に対する条件は何ですか。立候補制度によって選ばれる必要がありますか。海外企業が台湾

証券取引所以外の取引所で上場申請時に所在国の規定によって全ての取締役が既にコーポレートガバナンスセミナーの受講を完了している場合、その研修時間を中華民国内の申請時に差引くことはできますか。

**説明**

1. 外国企業の台湾上場に当って、2名以上の独立取締役を設置し、その内少なくとも1名は財務、会計の専門職務経歴を有する必要がある、また、1名は中華民国に籍を置かなければなりません。
2. 株式新規上場の外国企業の取締役・監査役は中華民国のコーポレート・ガバナンスの関連規定を理解すべきであり、申請会社の取締役・監査役に対する研修の時間数の条件は、中華民国内の上場申請案件に準じて行います。国外のコーポレートガバナンスセミナーの時間数を差引けるか否かについては、その研修機構が「上場・GTSMで店頭登録・台湾の新興株式市場登録会社の取締役、監査役等のコーポレートガバナンスセミナー推進の要点」で定める研修体系の要件を満たしているか否かによります。

**質問7** 外国発行者が中華民国の領内において指定する訴訟及び非訴訟代理人について、資格条件の制限がありますか。

**説明** 証券引受会社は、上場コンサルティングの提供期間内で、外国発行者が中華民国の領内で指定する訴訟及び非訴訟代理人に対し、次の資格条件を有させる指導をしなければなりません。



1. 代理人は中華民国内に住所又は居所を設けなければなりません。
2. 代理人は会社法第30条に定める消極条件に違反してはなりません。
3. 代理人はかなりの仕事経験を有しなければなりません。
4. 代理人が訴訟及び非訴訟の代理人を兼任する他の上場、GTSMでの店頭登録、又は興櫃（エーマジング）登録会社の会社数は3社を超えていません。

質問8 外国発行者がストックオプションの発行をする場合、どんな関連規定がありますか。

- 説明
1. 外国発行者現地国及び会社設立登記の登録国の法令に違反しない前提のもと、ストックオプションの発行は中華民国の上場会社と一致するという規定があります。
  2. スtockオプションの流通額は原則として、中華民国の公開発行会社に対するストックオプション額の上限（現在では発行済株式総数の15%）を超えてはいけません。発行されていたストックオプションの未行使残高が、既に発行済株式総数の30%を占める場合、当取引所は原則として当該上場申請案件を受理しません。
  3. 上場後ストックオプションを発行する予定である場合は、証券にかかる主務官庁に発効申告を行わなければならない。これによって初めて手続を行うことができます。

## 五、上場後の条件

質問1 株主総会の招集地はどうなりますか。

説明 原則として、株主総会は台湾で開かなければなりません。登録国の法律により他国で開催不可と定められた場合のみ、ビデオ会議で代替することができます。その場合、通信投票を併用すると共に、株主資本の保護に係る重要事項等を、会社の定款又は組織の書類等の中に追加します。

質問2 外国企業の取締役・監査役の所持株数は最低の持株比率によって規制されますか。

説明 現行法律では、外国企業はまだ取締役・監査役の最低の持株比率によって規制されていませんが、上場後の株式移転及び質権設定等の事項について、尚当取引所の「有価証券上場会社及び域外上場投資信託に対する域外資産運用機関情報申告作業弁法」の規定によって申告及び開示しなければなりません。

より詳しい外国企業の台湾上場に係るよくある質問と説明内容は、台湾証券取引所のトップページ(<http://www.twse.com.tw>)にて、検索・ダウンロードすることができます。  
 検索、ダウンロードのアクセスは以下のようになります：

- ホームページ > 重要専門コーナー > 外国企業の台湾上場
- ホームページ > 上場会社 > 外国企業の台湾上場

喜金  
紮根 灣

捌

佈局全球

新規上場申請に係る準備  
の自己チェックリスト

- 一、一般事業
- 二、科学技術事業



以下は外国発行者が上場事前準備が完了したか否かを評価するため、参考用の自己チェックリストです。

### 外国企業の台湾新規上場申請に係る準備の自己チェックリスト (一般事業)

項目	準備完了 又は関連 規定を満 しています。
一、会社が上場の条件を満たしているか否かの確認： (一) 設立年数制限：申請会社若しくはそのいずれかの従属会社に3年以上の業務記録がなければなりません。	
(二) 会社の規模は下記条件のいずれかを満たすこと： 1. 払込資本金又は純資産がNTD6億元以上である。 2. 上場時、時価総額がNTD16億元に達したものの。	
(三) 収益性： 1. 直近3年の会計年度分の税引前純利益の累計額がNTD2.5億元以上に達したものの。	
2. その上、直近1年の会計年度の税引前純利益がNTD1.2億に達し、かつ利益剰余金の額が負でないこと。	
二、上場に不適切な事項の有無： (一) 会社の財務、業務状況に重大な影響を与えるか、会社の解散又は組織、資本等変動に影響を及ぼし得る事項、又は上場後の株価に影響を及ぼし得る虚偽、詐欺的違法行為があり、市場秩序又は公共利益に被害をもたらす恐れのある。	
(二) 他の法人から財務・業務の独立、区分ができない。	
(三) 重大な異常取引があるにもかかわらず、改善していない。	
(四) 申請会社若しくは従属会社、又は当該各会社の現役取締役、監査役、総経理、若しくは実質責任者に直近3年間誠実信用原則に違反する行為があった者。	
(五) 会社の運営による事業が深刻に衰退した。	
(六) 会社の取締役会、監査役が独立してその職務を執行できない。	

三、コーポレート・ガバナンスが下記の規定を満たしているか否か： (一) 取締役会のメンバー数は5人より少なくなってはなりません。	
(二) 独立取締役のの人数は2人以上、その内、少なくとも1人は中華民国で戸籍を設けています。	
(三) 監査委員会又は監査役のいずれかを設置します。その監査委員会は全て独立取締役によって構成され、人数は3人以上、その内の1人を招集者としします。監査役の人数は3人を下回っていないこと。	
(四) 報酬委員会を設立すること。	
(五) コーポレート・ガバナンスについてコーポレート・ガバナンス報告書を提出し、幹事証券会社がそれを評価して、意見を提出します。	
四、主務官庁が批准されている会社財務諸表の監査を担当する連合会計士事務所内の中華民国会計士2名を選定して監査報告書を提出します。	
五、推薦する幹事証券会社が2社以上ある上、中華民国証券商業同業協会の会員として登録され、中華民国内に営業所を設けている主幹事証券会社を1社選定し、上場コンサルティングを契約します。	
六、中華民国弁護士より「外国発行者株式上場申請の法律事項チェックリスト」及び「外国発行者登録地の株主資本の保護事項チェックリスト」を提出します。	
七、主幹事証券会社の上場指導から6ヶ月経過、又は台湾の新興株式市場(OTC:台湾のGTSMで店頭取引されているEmerging Stock Board、中国語：興櫃)登録して取引されてから6ヶ月経過。(海外の主な証券取引所又は証券市場で上場申請若しくは上場済の者に対しては別途規定があります。)	
八、中華民国の領域において株式業務を代理する専門機関に株式業務の処理を委託すると共に、中華民国内の訴訟、及び非訴訟代理人を指定し、かつその指定した者を、証券取引法の中華民国の領内の責任者としします。又は専門情報開示代行担当機構と専門納税代行担当機構を委託する。	
九、幹事証券会社に相談し、引受価格を共同決定します。	
一〇、申請書類を完備し、台湾証券取引所に上場申請を提出します。	

### 外国企業の台湾新規上場申請に係る準備の自己チェックリスト (科学技術事業)

項目	完了済又は 関連規定を 満たしてい ます
一、「經濟部工業局又は証券証券取引所の委託した専門機構が提出した、会社が科学技術事業に属し、及び商品の開発が成功し、且つ市場性を有するという明確な意見書。」を取得しました。	
二、会社が上場条件に満たしているか否かの確認： (一) 設立年数制限：会社若しくは科学事業に属する従属会社に1年以上の全会計年度の業務記録がなければなりません	
(二) 会社の規模は下記の条件のいずれかを満たすこと： 1. 払込資本金又は純資産：NTD3億元以上である。 2. 時価総額：上場時、時価総額NTD8億に達したものである。	
(三) 収益性： 1. 上場申請時、会計士の監査承認を経た直近の財務報告書の純資産が資本金の3分の2より少なくなってはなりません。	
2. かつ上場後の運営用資金12ヶ月分が確保されていることを証明します。	
3. 無額面株式又は1株あたりの額面金額がNTD 10元ではない外国発行者は、純資産が資本金を上乗せた資本剰余金の合計数の2/3を下回ることができない。	
三、上場に不適切な事項の有無： (一) 会社の財務、業務状況に重大な影響を与えるか、会社の解散又は組織、資本等変動に影響を及ぼし得る事項、又は上場後の株価に影響を及ぼし得る虚偽、詐欺的違法行為があり、市場秩序又は公共利益に被害をもたらす恐れのある。	
(二) 他の法人から財務・業務の独立、区分ができない。	
(三) 重大な異常取引があるにもかかわらず、改善していない。	
(四) 会社若しくは従属会社、又は当該各会社の現役取締役、監査役、総経理、若しくは実質責任者に直近3年間誠実信用原則に違反する行為があった。	
(五) 申請会社の運営による事業が深刻に衰退した。	
(六) 申請会社の取締役会、監査役が独立してその職務を執行できない。	

四、コーポレート・ガバナンスが下記の規定を満たしているか否か： (一) 取締役会のメンバー数は5人より少なくなってはなりません。	
(二) 独立取締役の人数は2人以上、その内少なくとも1人は中華民国で戸籍を設けなければなりません。	
(三) 監査委員会又は監査役のいずれかを設置します。監査委員会は全て独立取締役によって構成され、人数は3人以上、その内の1人を招集者とし、監査役の人数は3人を下回ることができません。	
(四) 報酬委員会を設立すること。	
(五) コーポレート・ガバナンスについてコーポレート・ガバナンス報告書を提出し、幹事証券会社がそれを評価した後、意見を提出します。	
五、主務官庁が批准されている会社財務諸表の監査を担当する連合会計士事務所内の中華民国会計士2名を選定して監査報告書を提出します。	
六、推薦する幹事証券会社が2社以上ある上、中華民国証券商業同業協会の会員として登録され、中華民国内に営業所を設けている主幹事証券会社を1社選定し、上場コンサルティングを契約します。	
七、中華民国弁護士より「外国発行者株式上場申請の法律事項チェックリスト」及び「外国発行者登録地の株主資本の保護事項チェックリスト」を提出します。	
八、主幹事証券会社の上場指導から6ヶ月経過、又は台湾の新興株式市場(OTC:台湾のGTSMで店頭取引されているEmerging Stock Board、中国語：興櫃)登録して取引されてから6ヶ月経過。(海外の主な証券取引所又は証券市場で上場申請若しくは上場済の者に対し、別途規定があります。)	
九、中華民国の領域において株式業務を代理する専門機関に株式業務の処理を委託すると共に、中華民国内の訴訟、及び非訴訟代理人を指定し、かつその指定した者を、証券取引法の中華民国の領内の責任者とし、又は専門情報開示代行担当機構と専門納税代行担当機構を委託する。	
一〇、幹事証券会社に相談し、引受価格を共同決定します。	
一一、申請書類を完備し、台湾証券取引所に上場申請を提出します。	





## 付 録

### 付録一、主務官庁に認定された海外証券市場

- 一 NYSEユーロネクストグループ(NYSE Euronext Group) :
  - (一) ニューヨーク証券取引所 (NYSE)
  - (二) NYSEユーロネクスト (NYSE Euronext)
  - (三) 旧アメリカン証券取引所 (NYSE Amex)
- 二 ナスダック証券取引所 (NASDAQ OMX Group)
- 三 ロンドン証券取引所グループ (London Stock Exchange Group)
  - (一) ロンドン証券取引所 (London Stock Exchange)
  - (二) イタリア証券取引所 (Borsa Italiana)
- 四 ドイツ取引所グループのフランクフルト証券取引所 (Deutsche Börse AG Frankfurter Wertpapierbörse (FWB))
- 五 カナダトロント取引所グループのトロント取引所 (TMX Group Inc. Toronto Stock Exchange)
- 六 オーストラリア証券取引所 (Australian Securities Exchange)
- 七 日本東京証券取引所 (Tokyo Stock Exchange)
- 八 日本大阪証券取引所 (Osaka Securities Exchange)
- 九 シンガポール取引所 (Singapore Exchange)
- 十 マレーシア取引所 (Bursa Malaysia)
- 十一 タイ証券取引所 (Stock Exchange of Thailand)
- 十二 南アフリカ ヨハネスバーグ証券取引所 (Johannesburg Stock Exchange)
- 十三 香港取引所 (Hong Kong Exchanges and Clearing Ltd.)
- 十四 韓国取引所 (Korea Exchange)
- 十五 主務官庁が認定したその他の海外証券市場

## 付録二：外国発行者株式新規上場申請書

受信人：(株)台湾証券取引所

主 旨：当社は貴取引所の有価証券上場審査基準第28条の1によって貴取引所に上場申請を行います。これをもって証券取引法及び貴取引所の関連規定によって有価証券上場契約に規定書類を同封して提出致します。何卒受理を宜しくお願い申し上げます。

申請会社名称	株式会社	発行者国籍	
会社設立登記日		払込資本金額	
上場申請株式の種類	1株当たりの金額 (NTD)	発行株数(株)	発行総額 (NTD)
普通株式			
種類株式			
合 計			
情報開示を代理する専門機関名及び住所		納税を代理する専門機関名及び住所	
株式業務を代理する機関名及び住所		訴訟及び非訟代理人の名称及び住所	
上場前の公開売出	全て現金増資による株式発行		
申請日付	中華民國	年	月 日
備 考	<p>一、外国発行者が登録国の法律組織によって法人登録を行った証明書類3部。</p> <p>二、中国資金による持株が30%を超え、又は支配力を有する場合、特別案件として主務官庁の許可を得た証明書1部並びに許可された後中国資金による持株に重大な変化がないという声明書1部</p> <p>三、取締役会又は株主総会の議決を経た有価証券上場の記録1部（属する国の法令によって添付して提出）。</p> <p>四、有価証券上場契約5部。</p> <p>五、株式発行計画1部。</p> <p>六、外国株式保管機構及び中華民国内証券集中保管事業が契約した保管契約の原稿1部。</p> <p>七、外国発行者が中華民国内において専門代行機関を委託し、又は指定した証明書類各1部。</p> <p>1. 専門の株式事務代行機構の契約書。</p> <p>2. 訴訟及び非訟代理人の授權書。</p> <p>3. 情報開示代行担当機構の契約書</p> <p>4. 納税代行担当機構の契約書</p> <p>八、連合会計士事務所によって監査承認を受けた直近2年度の連結財務諸表を6部。申請日付が各四半期終了後の45日間を超えた場合は、会計士のレビューを経た申請年度における直近の前期の四半期連結財務諸表を添付して、代表取締役、支配人及び会計マネージャーによる署名又は捺印が行われた後、財務諸表内容に虚偽又は隠蔽がないとの声明書1部を合わせて追加提出します。前述関連会計士の監査調書、永久保存する重要書類及び会計士が記入、作成した「会計士監査承認のチェックリスト」を1部（会計士の監査承認を経た申請前第3年度の連結財務諸表を6部及び関連する会計士の監査調書は、当取引所は審査の必要に応じ、別途取り寄せ審査することもあります）。</p> <p>九、外国発行者の申請時の当該四半期、及びその次の四半期の財務予測情報（当取引所は審査の必要に応じ、別途取り寄せ審査することもあります）。</p>		

添付資料	十、会計士が提出した直近3年間の内部統治制度の提案書1部（ない場合は添付不要）及び会計士が内部統制について特別案件として審査した審査報告書2部。	
	十一、幹事証券会社の「株式上場評価報告書」15部。その作業原稿、評価項目の作業原稿の索引表及び記載事項に虚偽、隠蔽がないとの声明書1部、評価報告書の作成者名簿及びそれらに関する懲戒処分記録。	
	十二、幹事証券会社が記入した「上場審査準則第28条の8 各事項のチェックリスト」1部。	
	十三、目論見書の原稿15部及び目論見書の電子ファイル等の証明書類を主務官庁指定の情報申告ウェブサイト( <a href="http://sii.tse.com.tw">http://sii.tse.com.tw</a> )にアップロードした証明資料1部。	
	十四、弁護士が記入・作成した「外国発行者株式新規上場申請の法律事項チェックリスト」1部。その作業原稿、及び弁護士と外国発行者双方より提出するお互い前掲チェックリストの記入注意事項四で列記されている事項がないとの声明書各1部。	
	十五、株式分散状況表の書面1部。株式分散が規準を満たしているとの承諾書1部を添付。	
	十六、外国発行者と幹事証券会社が共同決定した引受価格の根拠及び方式等の説明書1部。	
	十七、外国発行者が本株式上場申請書及びその添付資料に記載された事項に虚偽・隠蔽がないとの声明書各1部。	
	十八、株式集中保管承諾書1部。	
	十九、新規上場会社の業種別チェックリスト。	
	二十、外国発行者の取締役、監査役及び所持株が10%以上の株主が他人と株式譲渡及び買戻条件付売買を協議した者は、申請時に有効とみなされる協議書及び関連資料各1部。	
	二十一、外国発行者は企業統治の運営状況について自己評価すると共に、コーポレート・ガバナンス報告書を作成する上、幹事証券会社より評価を受け、意見書1部を提出しなければなりません。	
	二十二、主幹事証券会社より適正評価手続を履行し、提出する調査報告書及びその他の書類及びその添付資料が真実である上、外国発行者の重要な財務と業務情報に隠蔽又は遺漏がないとの承諾書を提出。	
	二十三、外国発行者より、有価証券上場審査準則第28条の7によって上場申請を行うと共に、登録国で増資時、貴取引所に書面通知するとの承諾書を提出。	
	二十四、台湾集中保管決算所株式会社より、外国発行者の専門株式事務代行機関若しくは株式業務部門の株式業務員と設備は直近の各3年度いずれも「公開発行株式会社の株式業務処理準則」を満たしている上、期限を越える未改善事項がないとの報告書を提出。	
	二十五、幹事証券会社の指導員がコーポレートガバナンスセミナーを3時間受講した証明書類1部。	
	二十六、取締役会による可決したIFRSs転換計画、実施進捗報告及び公認会計士がその実施進捗についてのチェックリスト各1部。	
	二十七、申請会社（申請会社の取締役、監査役、及び支配者を含む）、幹事証券会社及び弁護士の提出する法令違反による調査を受けたことのない声明書、意見書各1部。	
	二十八、その他の必要な証明書類又は資料。	
		<p>外国発行者：</p> <p>法定代理人： (署名)</p> <p>会社住所：</p> <p>連絡先： 電話：</p>

## 当取引所のサービス窓口

トップページ

<http://www.twse.com.tw>

代表電話番号：+886-2-8101-3101

### 上場二部

担当チームリーダー 卓碧華 0644@twse.com.tw

担当チームサブリーダー 黄馨儀 0792@twse.com.tw

担当 鄭益成 1014@twse.com.tw





TAIWAN  
STOCK EXCHANGE

# 臺灣證券交易所

Add : 3F, 9-12F, 19F, NO.7, Sec.5, Xinyi Rd.,  
Taipei, Taiwan 11049, Republic of China

Tel : 886-2-8101-3101

Fax : 886-2-8101-3601

[http : //www.twse.com.tw/](http://www.twse.com.tw/)



Published in August 2013

02-102207

より便利な資金調達 より安全な資産運用  
企業情報の更なる透明化 公正取引の更なる確保 金融商品の更なる多様化